

平成24年 第1回

宿毛市議会臨時会会議録

平成24年1月31日開会
平成24年1月31日閉会

宿毛市議会事務局

平成24年第1回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第 1 日（平成24年1月31日 火曜日） | |
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 |
| 出席議員 | 1 |
| 欠席議員 | 1 |
| 事務局職員出席者 | 1 |
| 出席要求による出席者 | 2 |
| 開 会（午前10時00分） | |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名 | 3 |
| ○日程第2 会期の決定 | 3 |
| ○日程第3 議案第1号から議案第3号まで | 3 |
| （提案理由の説明） | |
| 市 長 | 3 |
| 質 疑 | 4 |
| 1 寺田公一議員 | 4 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 4 |
| 寺田公一議員 | 6 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 6 |
| 寺田公一議員 | 6 |
| 市 長 | 6 |
| 寺田公一議員 | 7 |
| 2 今城誠司議員 | 7 |
| 市 長 | 7 |
| 今城誠司議員 | 9 |
| 市 長 | 9 |
| 今城誠司議員 | 10 |
| 3 宮本有二議員 | 10 |
| 市 長 | 10 |
| 宮本有二議員 | 11 |
| 4 松浦英夫議員 | 11 |
| 福祉事務所長 | 12 |
| 松浦英夫議員 | 12 |
| 5 浅木 敏議員 | 13 |

| | |
|--------------------|-----|
| 市 長 | 1 4 |
| 浅木 敏議員 | 1 5 |
| 市 長 | 1 6 |
| 浅木 敏議員 | 1 7 |
| 委員会付託省略 | 1 7 |
| (議案第 1 号) | |
| 討論・表決 | 1 7 |
| (議案第 2 号) | |
| 討論・表決 | 1 8 |
| (議案第 3 号修正案) | |
| (提案理由の説明) | |
| 野々下昌文議員 | 1 8 |
| 質疑・討論・表決 | 1 8 |
| (議案第 3 号修正案を除く原案) | |
| 討論 | |
| 浅木 敏議員 (反対) | 1 9 |
| 表決 | 1 9 |
| 閉 会 (午後 4 時 0 6 分) | |

----- . . -----
付 録

| | |
|---------|------|
| 議決結果一覧表 | 付- 1 |
|---------|------|

平成24年
第1回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（平成24年 1月31日 火曜日）

午前10時 開議

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号から議案第3号まで

議案第 1号 副市長の選任につき同意を求めることについて

議案第 2号 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正
する条例について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第3号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 田村泰生君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | | | |
|---------------------------|----|-----|---|
| 市長 | 沖本 | 年男 | 君 |
| 企画課長 | 山下 | 哲郎 | 君 |
| 総務課長 | 弘瀬 | 徳宏 | 君 |
| 市民課長 | 野口 | 節子 | 君 |
| 税務課長 | 沢田 | 清隆 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 小島 | 秀夫 | 君 |
| 保健介護課長 | 村中 | 純 | 君 |
| 環境課長 | 松岡 | 博之 | 君 |
| 人権推進課長 | 岩田 | 明仁 | 君 |
| 産業振興課長 | 三本 | 義男 | 君 |
| 商工観光課長 | 河原 | 敏郎 | 君 |
| 建設課長 | 岡崎 | 匡介 | 君 |
| 福祉事務所長 | 滝本 | 節 | 君 |
| 水道課長補佐 | 佐藤 | 恵介 | 君 |
| 教育委員会 委員長 | 松田 | 典夫 | 君 |
| 教育長 | 岡松 | 泰 | 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 出口 | 君男 | 君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 金増 | 信幸 | 君 |
| 学校給食 センター所長 | 乾 | 均 | 君 |
| 千寿園長 | 杉本 | 裕二郎 | 君 |
| 農業委員会 事務局長 | 児島 | 厚臣 | 君 |
| 選挙管理委員 会事務局長 | 島内 | 千尋 | 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（中平富宏君） これより、平成24年第1回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において宮本有二君及び濱田陸紀君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3「議案第1号から議案第3号まで」の3議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（沖本年男君） おはようございます。

本日は、平成24年第1回宿毛市議会臨時会に御参集いただき、まことにありがとうございます。

私は、さきの選挙におきまして、市長の立場につくこととなりました。宿毛市の直面しているさまざまな課題に向かって、全力で取り組んでまいります。

何よりも職員一同、連携し合い、市民の暮らしを守り、希望ある宿毛市を目指して取り組んでまいります。

詳細な行政方針は、3月の定例議会で表明させていただきますが、議員の皆様からは、御提言をいただきながら、行政を進めてまいります。

また、市民の皆さんにも貴重な御意見をいただきながら、ともに支え合う市政を目指してまいります。

今後ともよろしくお願いを申し上げます。

提案申し上げました議案について、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、副市長の選任につき同意を求めるものでございます。

空席となっております副市長に、平成23年3月まで当市の職員でありました安澤伸一氏を任命したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

安澤氏の経歴等につきましては、資料としてお手元に提出いたしておりますので重複は避けませんが、人格、識見とも大変すぐれており、行政経験からも、副市長として最適任者であると確信いたしておりますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

議案第2号は、平成23年度宿毛市一般会計補正予算です。

総額で1,265万円を増額するものです。

内容につきましては、民生費では、高知県の地域子育て創生事業費補助金を活用し、公立保育所及び子育て支援センターの10カ所に、315万円をAEDを購入しようとするものです。

教育費では、学校の耐震補強工事について、工法の見直しも含め、さまざまな検討を行ってきたところでございますが、在来工法より安価で、工期や施工後の状態についても、学校耐震に適している包帯補強工法と呼ばれるSRF工法を今後導入することと方針決定し、既に耐震補強実施設計を行っている小筑紫中学校校舎及び片島中学校校舎につきましても、SRF工法による耐震補強を実施したいことから、改めて耐震補強実施設計業務委託料及び手数料として950万円の予算を計上しております。

また、債務負担行為の補正は、沖の島地区で

実施しているあったかふれあいセンター事業委託料につきまして、現在の受託者が3月31日で委託期間が終了することに伴い、来年度業務の引き受けができないため、平成24年4月1日までに、新たな受託者の選定の必要がありますので、限度額2,053万7,000円の債務負担行為補正予算を計上しております。

議案第3号は、宿毛市特別職の職員給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容は、私の選挙公約の一つであります、市長の給料を平成24年2月1日から、私の任期期間中に限り、79万9,000円を55万円に減額しようとするものです。

ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額が79万9,000円としようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容です。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番、質疑を行います。

私のこの質疑は、議案第2号別冊、宿毛市一

般会計補正予算案（第10号）の、ページ8ページ、教育費の中学校費、学校管理費についてでございます。

先ほど、市長から提案理由の説明はいただきましたが、3点ほど質疑をさせていただきたいというふうに思います。

まず、12節の役務費についてでございますが、耐震補強評定手数料ということで50万が計上されておりますが、これは、その後に続く委託料に対する評定であるというふうには思いますが、どのような作業を行い、どのような業者に委託するのかなということについて、御説明を願いたいというふうに思います。

次に、13節の委託料900万についてであります。小筑紫中学校、片島中学校の校舎耐震補強実施設計業務委託料というふうになっておりますが、これは、1年前、2月7日の23年第1回臨時会において、きめ細かな交付金を活用して、2次診断と校舎の耐震補強工事の実施設計を2,000万余りをかけて予算化しているものであるというふうに思いますが、今回、また900万もかけて、新たに設計をしようとするということについて、この今まで行おうとしていたブレース工法と、今回、採用しようとするSRF工法の違いと申しますか、選定に至った経過についてを、御説明願いたいというふうに思います。

もう1点、このきめ細かな交付金を利用して設計した、前回、23年2月に予算化した交付金については、返納等の義務はないのかどうかについてを御説明願いたいというふうに思います。

1回目の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、11番議員の質疑にお

答えを申し上げます。

議案第2号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第10号）の8ページ、第10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費の、まず1点目の12節役務費についての御質問をいただきました。

この耐震診断の評定手数料の内容と、それから委託先ということでございますけれども、議員御指摘のように、13節の耐震補強設計を業者に委託をして行うわけでございますけれども、その結果が適正なものであるかについて、四国耐震診断評定委員会という組織がございます。これは、四国内のすべての耐震補強設計にかかわっては、こちらで評定をしなければならないというふうになっておりますけれども、そちらで評定をしていただいて、その結果、了となれば耐震補強工事という形になってまいります。

それから、2点目の13節委託料900万円の補正でございますけれども、この件に関しましても、御指摘のように、平成23年2月7日に開会の市議会臨時会におきまして、片島中学校及び小筑紫中学校の校舎、それから片島中学校の体育館の耐震補強に向けた事業を、国の地域活性化交付金でございます、きめ細かな交付金を活用して実施するというので、全額を平成23年度に繰り越しをいたしまして、現在、工期が平成23年6月23日から、本年24年1月31日まで、本日までになっておりまして、完成をいたしておるんですけれども、その工事を行って、いよいよ教育委員会としては、24年度に耐震化工事に向けて取り組みたいということで、作業を進めてまいったところでございますが、昨年秋に、御質問のように、SRF工法という、いわゆる包帯のようなものを柱に巻きつけて、耐震補強をする工法という情報を我々は入手いたしました。

それを受けて、昨年10月12日に、既に

この工法で校舎の耐震化を実施いたしております、四国内では唯一でございますけれども、愛媛県の西条市に技術者を2名、派遣をいたしまして、詳細を、情報を収集してまいりました。

それから、さらに同年の11月16日から18日にかけて、先ほどの2名の技術者及び教育委員会の担当の係長、合計3名で、この工法を開発いたしました構造品質保証研究所株式会社というのが東京にございますけれども、その会社、それから、東日本の大震災で被災いたしました宮城県のほうに、この工法を使った施設があるということで、その現地を視察ということで、宮城県のほうにもこの3日間かけて行ってまいりました。

それを受けて、その後、市長、副市長、それから財政当局等も協議を重ねる中で、いわゆる経費面、それから安全面、さらには教育環境面も含めて、このSRF工法が宿毛市の学校施設を耐震化するには最適ではないかという結論に至りましたので、本日、臨時議会に提示をさせていただいたというものでございます。

それから、3点目でございますけれども、国の交付金事業を活用しての実施でございます。このきめ細かな交付金を活用して実施したにもかかわらず、その実施設計そのものを活用しないということについては、交付金の返納の対象になるのではないかと御質問でございますけれども、この件については、今、財政当局とも調整をいたしておりまして、十分、最終的な返納しなければならないのかどうかということについて、まだ結論に至ってないです。

これは、最終的には、返納ということも出てくるかもしれませんが、それらを含めても、総合的にこの工法で実施したほうが、工事費も含めて、トータルでは経費の節減になるということから、私どもとしては、この工法で実施させていただきたいということでございます

ので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 1点だけ、再質疑を行いたいと思います。

今月の18日の宿毛小中学校の関係のPTAを集めた場で、教育委員会、また新市長も出席した中での執行部からの発言として、この工法を宿毛中学校の耐震補強にも行いたいということで、発言があったように思います。

その、多分同じ工法やということを前提に質疑をさせていただくんですが、この工法を使った場合、新築並みの強度が保てるというふうに発言がありました。

保護者にとっては、40年、50年たった校舎が、この包帯工法を行うことによって、新築並みになるのかという、非常に不安もよく、後で聞かれるわけですが、この工法が新築並みの強度になるのかということについて、質疑をいたします。

○議長（中平富宏君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（出口君男君） 教育次長兼学校教育課長、11番議員の再質疑にお答えを申し上げます。

SRF工法で耐震補強工事を行った場合に、新築校舎並みの、いわゆる年数の耐震化があるかという御質問でございますけれども、ブレース工法、このSRF工法ともにでございますけれども、基本は建物の倒壊を防ぐと。倒壊することによって、児童生徒が建物に押しつぶされて、いわゆるけがをしたり亡くなったりということを防ぐということでございまして、工法は若干違いますけれども、基本は柱の補強でございます。

したがって、施設そのものについては、一定、年数を経過をいたしておりますので、壁、ある

いは天井等の非構造部材といいますが、そういったものも合わせて、耐震化をしていかなないと、柱、建物の倒壊は防いでも、壁にクラックが入ったり、あるいは天井が若干落ちてきたりということは、当然、考えられます。これはやっぱり、基本的には新築をした施設とは、基本的には違う。

けれども、それらも含めて非構造部材についても、今、文部科学省については、建物の倒壊防止のための耐震化工事とあわせて、非構造部材についても、ぜひとも耐震化をなさいという、してくださいという要請が参っております。

ただ、宿毛市の場合は、何よりも建物倒壊から子供たちを救おうと、防ぐと、事故を防ぐということを、重きを置いておりますので、非構造部材については、今の財政状況から直ちに、すべての施設を、耐震化工事と合わせて、非構造部材ということには、なかなか難しい部分があるんじゃないか。

何よりも建物の倒壊を防ぎたい、第一に。そういったことで、耐震化工事を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 同じことについて、市長に質疑をいたしたいと思いますが。

市長が先ほど申した、18日のPTAの場で説明をした、新築並みの強度が保てるということは、今の教育次長の発言から聞くと、間違いであるというふうに思いますが、このことについて、市長の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 寺田議員の質疑にお答えをいたします。

私が保護者の皆さん方への、意見交換会の場で申し上げましたのは、現在、県の基準、国の基準がある、耐震化を、いわゆる耐震構造とす

るその強度については、新築も、あるいは耐震化も、そういう規定以上の強度をクリアできるということも含めた、同等のという意味であったと、私は思います。

それと先ほど、次長が申されましたけれども、例えば、宿毛中学校におきましても、耐震化をする場合においても、それと関連をして、例えば大規模改修ができないかどうか、そういうことも含めまして、耐震化とあわせて、できるだけそういう設備についても、改修をしていく、そういう方向で、まだ確定、当然してませんけれども、私の思いとしては、そういう形で、強度とともに、その設備面についても、検討していくべきではないかなというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） よく理解できないんですが、ここ1年の間に、ブレース工法から新たな工法に変更すると。

いろいろな工法があると思うんですよ。これ以外にも。それが、ここ半年足らずの間に、これしかないみたいな形で説明をされても、私たちもこれを聞いている市民、保護者にとっても、それなら安心やねというふうに、安心をできることにはならない。もっと、十分、説明をした中で、進めていくべきじゃないかというふうに思います。

これ以上質疑をしても、余り新しい内容が出てこないと思いますので、質疑は終わりますが、子供たちの安全と安心のために、よりよい工法を選択していただくことを願って、質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城政治君） 4番、質疑を行います。

私が質疑を行いますのは、議案第3号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

市長としての職務、職責を考えての月額報酬55万円について、その金額の妥当性について、どのような議論の上で決定しているのか。また、報酬等審議会が、どのような答申を出されているのか、説明を願いたい。

次に、条例の本則を改正することなく、附則で追記する理由について、その理由をお聞かせ願いたい。

三つ目といたしまして、期末手当、退職金は従来の金額としているが、宿毛市長の退職金は、県下でも高知市以外の市において最高の水準であります。期末手当、退職金の見直しが必要とされない理由をお聞かせ願いたい。

また、この件について、報酬等審議会での審議での意見はなかったのかをお聞かせ願いたい。

以上、1回目を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 今城議員の質疑にお答えをいたします。

まず、給料を、現行の79万9,000円を55万円にするということについての妥当性ということでございました。

金額、それぞれ55万でいいか、54万か、あるいは56万かとかいう、そういう細かな形での数字として出したものではございませんけれども、3割カットということの基本にして、私がこれから市長としての活動、政治活動、あるいは生活を含めて、市長としての職務を全うしていくには、私にとりましては、この給料の55万円ということで、十分、その職務をこなしていくことができるということを判断をしたために、さまざま、今までの市長であり、あるいはこれからの市長でもあり、そういう形と比べまして、私にとりましては、任期中に限りという形で十分ではないかという思いも持ちまして、私特有の、そういう対応であるかもわからないので、私としては、そのような形で提案を

させていただきました。

それから、その特別職の報酬等の答申について、聞きたいということでございますけれども、まず、この答申について申し上げますと、その答申内容を読ませていただきます。

本日、諮問されました宿毛市特別職の報酬等の改定につきましては、慎重なる審査の結果、下記のとおり決定されましたので、答申をいたします。

なお、審議会におきましては、下記のような意見が出されたことも申し添えておきますので、よろしく取り計らいを願いますとして、答申内容。

諮問された宿毛市特別職の報酬等の額の改定については、市長からの諮問のとおり認めるということでございます。

その先に、私のほうから、諮問をしていました内容について申し上げますと、宿毛市長の給料の額を決定するに当たり、宿毛市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めますとして、諮問内容は、平成23年12月26日において、市長であった者には、平成24年2月1日から任期中に限り、給料月額を55万とする。

ただし、手当額の算出の基礎となる給料月額は79万9,000円とする。

この諮問に対して、先ほどの答申がなされました。

その中に、主な意見として付記されているものは、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、減額後の給料を適用すべきであるという意見。あるいは、副市長、教育長の給料についても、市長の給料との整合性を考慮し、市民の理解を得るべきである。

3点目、現行の給料についても、県下他市町村と比較した上で、適正な額に見直すべきである。このような意見が出されたということも、

付記をされております。

それから、退職手当の、これは4番目ですから、ちょっとまた後で再質疑してください。

市長の現在の退職金は非常に高額であると。県下の市長と比べて。そういう点で、今後、どういうふうに検討するのかということでございます。

それから、先の質問とあれするかもしれませんが、私としては、選挙中の公約として、先ほど申し上げました根拠から、給料を55万にするという形を、約束をさせていただきました。ただし、私の思いとしては、いずれは副市長、あるいは教育長にも、この方向で賛同していただかねばならないという思いもありましたので、とりあえず、この給料のみについて、減額にするという思いを、自分はずっと持っておりました。

ただ、ああいう選挙の法的なところで、給料30%カットという形に記載をされておりますので、見られた方は、そこからすべて派生する手当等の減額についても考えられた方は、当然おられると思います。

ただ、私はより理解をしていただく、その方々にも賛同していただくために、激減する形ではなくて、例えば市長にとりましたら、この55万円に給料をして、さらに手当、退職金を減額すると、4年間で2,000万円の減額にも値するという形でありますので、そういう点が果たして教育長、あるいはこれからお願いをしなきゃいかんですけれども、そういう副市長も含めて、非常に御無理をかけるということもございましたので、私は給料のみについてという形で出させていただきました。

今後は、今回も答申、特別職の報酬等審議会に諮問をする内容についても、一応、一応と申しますか、教育長や副市長、賛同して、受諾してくれるであろう方ともお話し合いをいたしま

して、給料のみについては、減額する方向で諮問をしようと、庁議に諮りましたけれども、庁議の中で幹部の皆さん方から、やはり今回公約していたのは市長の分のみであるから、副市長や教育長のそういう内容については、再度、検討をして、提案をすべきではないかというふうな方針も、そこで協議いたしまして、私のみの55万円ということで、今議会に提出させていただきました。

ですから、今後は、適正な県下、高知市と宿毛市を除く他市町村との平均的な方向に、当然、私は検討していくべきであろうと。その場合には、報酬等審議会をさらに開き、そういう適正な額に方向を持っていくということは、当然のことであろうというふうに感じております。

以上でございますが、ちょっと欠けたところがあったようですので、また再質疑してください。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 少し再質疑をさせていただきます。

答弁をお聞きしますと、私には55万円で十分だから55万円を提案して、報酬等審議会の検証を受けたと。退職金と期末手当については公約してないので、今回はしない。公約してないことは実行せずに、後々、必要であればやっていくということですね。

退職金を減らしますと、まだ550万程度下がります。この減額が、財政のことを考えて、もっともっと効果を生むなら、最高の効果を生むような、そこまでいくのが普通だと思います。

それで、今回、これをのけた理由は、公約に言っていないからやらんというのは、少しおかしいことだと思います。

そして、ほかの市町村と比較しても、著しく月額報酬は下がるんですけども、退職金もかんがみたら、土佐市、室戸市より、55万円の

報酬にしても、まだ宿毛市長のほうが多い。やはり、もっともっと報酬等審議会に、市長としての職務を考えた職務で、報酬がこれで適正であるというものを決めていくのが、報酬等審議会だと思います。

宿毛市においては、平成17年から報酬等審議会は開催されていない。だから、高額なままとまっている。それで、選挙公約として出した分だけ、月額報酬を今回下げた提案だけをしている。

我々は、期末手当、退職金も同時に、月額報酬が55万円という決定なら、その提案をしていただきたいと思いますが、その点について、市長はどのように考えているか、再度お願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 今城議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、給与等に限った55万円にしたということは、先ほど申し上げましたように、他の賛同していただかねばならない副市長や、教育長、そういう方々ともきちんとした連携が、まだとれないという部分も、特に副市長に限りましては、まだ選任していただいておりますので、今後、そういう方々と調整をする中で、当然、考えていかなければならんことだというふうに思っております。

そういう点で、減額すれば減額するほど、財政効果が高まるというのは、これは当然のことでございますけれども、しかし、それはやはり一つの、市長としての、あるいは副市長として、教育長としての、そういう他市町村とも比較しながら、その職を完全に全うしていく、そういう方向との整合性の中で考えなければいけない、そういう金額であると。

私は、自分がその金額がそれであるということと判断したわけですけども、退職金等につ

いては、当然、先ほど、私も今城議員から指摘がございました、ほかの市町村と比べて、まだ高いんじゃないかという指摘がございましたけれども、それについては、まだ承知しておりませんでしたので、今後、そういうことも含めまして、3月の定例議会までに、きちんとした報酬等審議会を開く方向の中で、いろんな、また制約もあるかもしれません。この間開いたばかりですので。

そういうことも検討をしながら、この退職金についても、県下並みの方向に実施していくということについては、私は考えておるといことは、お答えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） まだ、完全な形の、報酬を見直した形でない答弁と思います。

今後とも、しっかりとこの議論をして、報酬について考えて、また退職金について、過去、報酬等審議会で審議した形跡がございません。しっかりとした審議を、よろしく願います。

以上で質疑終わります。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 12番、質疑をいたします。

議案第1号について、質疑をいたします。

人事案件でございますから、市長にお尋ねをいたしたいと思います。

ただいま、提案理由の説明の中でお伺いをいたしました、安澤君を副市長にということでございますが、沖本市長が申されたように、人格、識見とも大変すぐれており、行政経験の上からも適任者であるという点については、私も疑う余地はございませんけれども、人事案件でございますから、議会の中から満場一致で選ばれるということがベストであると思いますので、私もそのような行動をいたしたいという思

いから、2点だけお尋ねをいたしたいと思えます。

まず、沖本市長が初登庁の際に、「市役所が一丸となって市民の不信感を払拭することが大事である」と。「人心を一新して、新しい体制で、公平公正な市政を目指す」と言っておることからすると、今回の安澤君をあなたの腹心にするという事になると、市長選挙において、非常に彼の活躍ぶりは目をみはるものがあったと思っておりますが、そういうことからすると、まさしくこれは論功行賞人事になりはしないかと。

そうすると、あなたが目指す、元気で明るい宿毛市づくりに、若干、支障を来すんじゃないかという思いがありまして、もう少し中立的な立場の人材はいなかったのかどうか、いうことについて、まず1点お尋ねをいたしたいと思えます。

それから、あなたが今、市長給料の3割カットについて御説明をされました。

その第一の理由には、財政上の節約という観点が多々あったと思えますが、そういう思いであるならば、副市長人事は、庁内から優秀な課長を副市長に抜てきするべきではなかったであろうかと。そうすれば、財政的にもかなり助かるんじゃないかという点がございますから、この2点について、まず質疑をいたしたいと思えます。

1回目は以上でございます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 宮本議員の質疑にお答えをいたします。

1号議案の安澤伸一さんの副市長選任の議案についてでございますけれども。

安澤さんは、市長選挙において、確かに私の立場から、いろんな形で支援はしていただきました。しかし、これは決して、その先を見越し

て活動をされたものでは、何でもございません。

いわゆる、今の、あの当時の現状の市政の中で、やはりそこを変えるべきではないかという、みずからのそういう判断のもとに行われたことをごさいます、私としての、そのような、今後の論功行賞として、言われたような方向で感じたこともございませんし、全くそういう思いもございませんでした。

あくまでも、彼はその当時の情勢の中で、自主的な形で活動をされたということをごさいます。

ですから、私としては、そういう、非常に今の政治をよい方向に進めていきたいという、強い思いが、逆に私はあったと思いますし、産業振興を含めまして、あるいはさまざまな、安澤伸一さんのそういう技量というのは、多くのところに、本当にすぐれたところを持っています。

私は、そういう、安澤氏がさまざまな今までの市役所の職であったり、あるいは退職した後の政治的な活動も含めた、活動の中でも、非常に大きな、社会的な役割を担える人だというふうに判断をいたしましたので、今回、同意を求める提案をさせていただいているということをごさいます。

もう少し、中立的な立場の人はいなかったのかということについてですけれども、私のさまざまなつながりのある人間関係の中で、安澤さんを除いて、私はいないと。そういう形で、安澤さんを提案をさせていただきました。

それから、財政上のことであるから、市長もそういう思いで減額したのではないかと問われましたけれども、確かに私の減額した、給料の減額についても、確かにそういう意味合いもないことはないわけですけれども、私は、これは自分としての活動の、そういう方向として、この給料で可能だということ判断したわけで、財政上、財政上とかいう形を持って、そこを強

めて報酬減額したわけではありません。

そういうことであるならば、さまざまな今後の市政の動きの中で、財政を切り詰め、あるいはそういうさまざまな収入等についても、覚悟していく、そういう方向で、全力で頑張っていく、そういうものが私は財政上、市長としての大事な立場じゃないかなというふうに思います。

そういう点で、内部からというお話も、そういう形の中からありましたけれども、十分、この間の安澤氏の、3月いっぱい勤められました、そういう力量は、今後、発揮できる、先ほど申しましたような、市長としての財政の向上、確立、改革、そういうことにつきましても、力を発揮していただける、そういう人物であると確信いたしました、御提案を申し上げました。

どうか御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 説明は受けましたが、満腹の理解はできませんけれども、これは市長と言いつつ、その考えが私の見方とはまた違うものもございしますので、よく考えて、私のほうも、これを同意するかどうか、よく考えて決めたいと思います。

きょうは臨時議会ですので、この議案以外には質問ができませんので、3月にまた詳しく御質問をいたしたいと思っておりますので、きょうの質疑はこれにて終わります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 7番、質疑をいたします。

議案第2号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

ページ4ページ、第2表債務負担行為補正、追加についてでありますけれども、宿毛市あったかふれあいセンター事業委託料といたしまして、限度額を2,053万7,000円以内とする提案でございます。

御案内のとおり、この事業は、ふるさと雇用再生特別基金を基金とし、全額国庫補助で、23年度まで行われております。本市におかれましても、平成21年度10月から、宿毛市の沖の島でこのあったかふれあいセンターの事業を開設をし、今日まで取り組まれておるところでございます。

また、財政的にも24年度以降につきましては、このふるさと雇用再生特別基金が切れるということで、2分の1を高知県、2分の1を地方自治体ということで運営をされるようになっております。

そうした厳しい財政状況の中で、この23年度予算を見ますと、約1,500万の予算で、沖の島あったかふれあいセンターを運営されております。

24年度、このように2,000万円強になった理由等について、事業の新規開拓もあろうかというふうに思いますけれども、御説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（滝本 節君） 福祉事務所長、7番、松浦議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第10号）、4ページの債務負担行為補正追加に係る宿毛市あったかふれあいセンター事業委託料につきまして、御説明させていただきます。

債務負担行為補正の内容と限度額についての

御質問であります。沖の島地区で実施しておりますあったかふれあいセンター事業につきましては、福祉資源の少ない沖の島で、就学前の子供から高齢者まで、幅広く利用できる支え合いの拠点施設として、社会福祉法人高知西南福祉協会へ業務委託をし、平成21年10月から事業開始してまいりました。

本施設につきましては、設置当初より、各方面からさまざまな御意見をいただきまして、施設としてもいろいろと模索しながら取り組む中で、地域に溶け込んでまいりました。

本市としましても、平成21年度から現在までの実績等を踏まえ、平成24年度においても、だれもが安心して利用できる、支え合いの拠点施設として、引き続き、あったかふれあいセンター事業を実施してまいりたいと考えております。

また、平成24年度からは、高齢者の介護予防や障害者の集いの場等として、沖の島地区に加え、宿毛地区にもあったかふれあいセンターを設置したいと考えております。

つきましては、4月からの事業実施に伴い、現在までの受託者であります社会福祉法人高知西南福祉協会が、業務の受託ができないとのことで、新たな受託者の選定作業を行う必要があるため、今臨時議会に限度額2,053万7,000円の債務負担行為補正を計上しようとするものであります。

なお、限度額の2,053万7,000円につきましては、沖の島地区に加え、宿毛地区にもあったかふれあいセンターを設置するための人件費と、その他の経費を合わせた額となっております。

よろしく申し上げます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 御説明ありがとうございます。

御案内のように、23年度まで、高知県では40カ所の実施でありましたけれども、県の調査によると、24年度から35カ所に減るといふ、これは財政的な部分も多々あろうかといふふうに思います。

そうした中で、宿毛市において、ふやす方向で取り組んでいくということについて、賛意を示したいといふふうに思います。

このあったかふれあいセンターの事業について、今、所長のほうから御説明もありました。子供たちから高齢者まで、そして障害のある皆さん方が集って、そしてまたその一日を過ごしていくという中で、貴重な、一つの事業であらうかといふふうに思います。

そういった面を考えて、最初にも言いましたように、財政負担が全額国庫から2分の1、県と地方自治体という状況でありますけれども、さらに拡大をしようとしていくこの市政に対して賛意を送りながら、質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。

私は、議案第3号について質疑をいたします。

本日は、新しい年の初議会に、そしてまた市長も新しくということになっての議会でございます。

新しいとは申しましても、沖本市長にとっては、この議事堂へ5年目にして復帰されたわけでございます。選挙戦の中でも、市民目線であることを強調されておりましたが、ぜひとも市民の要望にこたえる市政を推進していただきたいと思っております。

それでは、本題に入ります。

今城議員の質疑と若干重複するかもわかりませんが、その点、御容赦願います。

議案第3号は、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。

現職市長の給料月額79万9,000円を、任期中に限り55万円に引き下げようとするものであります。

しかし、一方では、期末手当や市長退職金を発令するときの給料基礎額は、79万9,000円で計算する内容もあります。

私は、次の点について、市長に質疑をします。

まず、1番目に、市長は先の選挙戦で、79万9,000円の市長給与を55万円に引き下げる公約をし、その公約に基づいてこの減額議案を提出したものだと思っております。

約31%もの大幅減額をする根拠は何か。市長給料は、低ければ低いほどよいと考えているのか。

2番目に、市長給料の55万円の引き下げは、当市の副市長や教育長よりも低い額になります。この引き下げは、副市長や教育長の給料の引き下げにも連動し、ひいては課長や一般職員の給料引き下げの世論づくりにつながるおそれもあります。

先ほど、質疑での答弁はありましたが、市長はこういった矛盾に対してどう考えているのか、お聞きします。

3番目に、この条例案でいう現市長の「在任中に限り給料月額55万円」との表現は、次期再選された後も55万円と解釈してよいのかどうか。

4番目に、現市長の在任中のみ給料月額を低い額にする条例案には、疑問があります。

不祥事の責任をとって市長給与を一時的に減額する条例改定とは、全く別次元であります。

給料月額を低い額に改定する必要がある社会情勢があつて、条例改定するのであれば、次期条例改定まで給料月額はされるべきではないと思っております。現市長引退と同時に、元の79万9,000円に戻すようにしているのはなぜか。

5番目に、この条件改定は、選挙公約に基づ

き、市長給料月額を55万円に減額するのだと思います。同じ条例の中で、期末手当、いわゆるボーナスや退職金を計算するときの市長給料月額は、これまでどおりの79万円で計算するとしています。

市長給料減額で、宿毛市民の審議を得たとするならば、すべての基礎給料月額を55万円にするべきではないか。期末手当や退職金の基礎給料月額を55万円にしない理由をお聞かせ願いたい。

これが私の質疑です。1回目の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の質疑にお答えをいたします。

こうして本会議で初めての質疑で、しかも即答という形でございますので、非常に不十分さもあるかもしれませんが、その辺も御理解をいただきまして、お願いをいたしたいというふうに思います。

まず、最初の減額の公約として、31%になっているわけであるが、その根拠について示せということでございます。

これは、先ほど来ずっと答弁をいたしておりますけれども、私自身の市長としての職務を全うするに、この金額で可能であるということで判断をしたことが根拠だと申し上げます。

それから、55万円に引き下げた場合には、他の三役の、副市長や教育長さん、あるいは、さらには一般職員の減額にまでつながるのではないかというふうな危惧をされるというが、どうなのかという質疑がございましたけれども、私としては、この市長の55万円を減額給与することによりまして、いずれは副市長、あるいは教育長にもお願いをしたい。それなりの連動した対応を求めていくという考えでございました。

その辺が今後、まだ理解いただけないと申しますか、まだそういう状況、副市長まだおられませんので、できない部分あるわけですが、今後としては、そういう方向でも検討していきたいということは考えております。

一般職の給料までという形、言われましたけれども、今も国政の国家公務員の話とか、議会での論議とかいろいろございますけれども、私の特別職の報酬というのは、あくまでも特別職の報酬に限り、決められる制度でございまして、一般の職員の皆さん方とは、そのような影響は与えないと思いますし、そのようなことは、私は現在、考えておりません。

さらに、再選した場合にはどうするのかということでございますけれども、私はとにかく、そのことについては全くまだ考えておりません。この1期4年間を全力で突っ走るといって、皆さんと連携をして、全力でその市長の職務を全うするということがすべてでございまして、万が一という形であれば、当然、それは継続していくという考えに間違いはないと思いますけれども、そこまで至る状況ではないということでございます。

それから、非常に、減額する場合は、通常は本人の、あるいは職員等の不祥事等によって減額される場合があるけれども、このような、現在のような付記した形での減額は、通常はないのではないかということでございます。

確かに特異な形ではございますけれども、お聞きいたしますと、土佐清水の場合にも、このような形で議会の理解をいただくという、一つの手法として、こういう場合もあり得るということでございまして、私のとにかく任期中に限り、そして理解をいただければ、三役という形の皆さんにもお願いをするという方向の中で、いかに、それぞれ理解をしていただきやすいか、市民の皆さんにも御理解していただきやすいか、

そういう形で述べさせていただいております。

55万円で、ちょっと再質問のほうで、もう一度、最後の質問について、はっきり御質問をいただきたい。

手当についても、退職金についても、私は現行の方向で、付記に書きましたような形で対応するというので、提案をさせていただきました内容でございます。

以上、また再質問の中でお答えいたします。

ちょっと、具体的に質問してください、また。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再質疑をいたします。

市長選挙で55万にするということは、31%引き下げで、選挙民といいますか、市民にとりましては、非常に目玉になるという面が、私も感じたわけです。

この55万にするとは言いますが、ほかの自治体との見比べもしてみたのかと。私が55万で市長をやれるんだから、これでいいんだという答弁でございますが、他のところは、似たようなところでも、70万前後でございます。人口比で見ても、宿毛程度の人口で見ても、他の市の市長は70万前後と。

これを一挙に、やはり55万円にしてある。これは、インパクトとしては、非常に大きいかわかりませんが、後々に対する影響いうものを考えない公約ではなかったのかと、非常に心配するわけです。

私なら55万でできるが、後の人については、それでできんかわからんというおそれがあるから、いわゆる額表の訂正をしてないんだと思うんですね。

79万9,000円という額表そのものは据え置きになっていると。こういった矛盾した面があるわけです。

そういった面で、この55万に下げた根拠いうものを、私ができるからということだけでは

済まされんと思うんですね。何を見てしたのか。

例えば、私が今、指摘したような、他の市町村の動向等を勘案したのかどうかを聞きたいと思います。

それから、2番目の、他への影響ですね。これについても、結局は今の答弁を聞くと、副市長や教育長についても、同調してもらいたいという意見がございました。

もし、今のままやったら、副市長や教育長のほうは、市長より上の額になるわけですね。それで、市長と同率で減らしたとするならば、副市長は47万7,000円程度になると。教育長は約43万円ぐらいになるということになるわけです。

そういうふうに、現在の課長級よりも低い給料になっていくわけですね。果たして、こういうことから見て、市長は自分がやれるからということと55万にしたこと自体にも問題ある。

このように、31%で連動させていくつもりなのか、どうなのかを聞きたいわけです。

それから、3番目に聞いた今後の問題については、引き続き、次期も当選したなら、市長はこの額でやっていくという答弁がございましたので、それはそれで受けとめておきます。

それから、4番目の問題につきまして、これは市長自身、今、答弁で認められたように、特異な形だということで、土佐清水でも、確かに前例はあるわけです。

果たして市長は、その時々で、選挙公約等で、その市長のときだけ何%カットします、20%カットします、30%カットします、そういうやり方がええのか。私はやはり、社会情勢、いろんなものすべてを勘案して、市長の給料額表ごと、かえるようにしていくべきじゃないかと。だれが市長になっても、それは同じだということにするべきだと。

自分のときだけ減らして、あとはまた79万

9, 000円にもんてもかまんよという考えでは、ある点、無責任やと。

これは、55万にするんだったら、額表それ自体をそういうふうにして、何もかもすべての基礎額もするべきだと。

これは5番目の質問と連動しますが。これは、今、市長話あったように、私は79万9,000円を残したい理由を聞いたわけですが、それについては、明確な答えがなかったわけです。

最後にもう一つ、今指摘したように、この議案については、非常にこういった問題点が多いわけです。ほかとの、副市長はこれから選ばれるわけですが、との協議もなされてないと。これは、拙速に提案し過ぎたんじゃないかと。

この内容を庁内でも十分議論して、再度、提出する。本来なら、今回はこの議案を取り下げて、やはりもっと全体を考えた内容で提案すべきじゃないかと思いますが、この点について再度お聞きします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（沖本年男君） 浅木議員の再質疑にお答えをいたします。

私の今回、提出しました議案によりまして、その55万円にするということは、これから連動していくのかということでございますけれども、現時点では、その副市長あるいは教育長のほうに、そのような要請をし、対応をしていきたいというふうには考えております。

ちょっと、答弁が逆になりましたけれども、他市町村との比較等で、非常に問題があるのではないかと。一時的に、今、宿毛市長だけがこういう形でやるのは、矛盾があるのではないかと。あるいは、後々受け継いでいく市長としても、おかしいのではないかと。しかも、自分ならできるといふような考え方は、どうしても問題があるというふうな指摘もいただきました。

これは、それぞれ、個人個人の考え方、それ

はあるのかもしれませんが、私にとりましては、今回の議案提出が、公約のときに申し上げておりました、最初から私は文書として、給与は55万円にするという形で、私の政策チラシにはなりましたけれども、私は口頭で申し上げているとき、あるいはほかの皆さんとお話するときには、いわゆる給料に限りという限定をして、55万円という形で、ずっと公約として、自分はそのように認識もしておりましたし、このような形で、今後、やっていく方向で検討したいというふうに考えております。

そうした中で、その時々それぞれの判断でやるのはおかしいんじゃないかという指摘もございましたけれども、質疑もございましたけれども、やはりその時その時の政治情勢というのがバックにあるわけでございまして、私はそれぞれ、その地域、その時代、いろんな市民や皆さんの要求を的確にとらえて、対応していくという場合には、このような形での提案というものを、私は今まで、清水でもございましたし、今回も、私はこういう形で残していくことに、方向でやることに、問題ないんじゃないかというふうに考えております。

先ほど、79万9,000円、こういう形のまま、今後に残すのかということですが、これについては、今後、先ほどの質疑もお答えいたしましたように、報酬等審議会に諮問をいたしまして、的確な金額を提示し、的確と申しますか、いわゆる平均的な形での、とりあえず市長としての提案をさせていただいて、そういう特出した金額にならないという形で、今後検討したいというふうに思います。

ほかの市町村を含めて、報酬等審議会を、例えば年1回開くなりして、報酬等を決めてきた経緯がありますけれども、先ほど、指摘もございましたように、平成17年から報酬等審議会は開かれておりません。

ですから三役も含め、あるいは議員の皆さん方の報酬等についても、そのような、平均から見たら、高い数値になっているという形が存在をいたしている、そういう状況でございます。

議員さんのことについては、それは議会みずから決めていくことでございますので、私はここでとやかく言う、内容を挟むつもりはございませんけれども、私たちのこの特別職の三役等については、そのように考えております。

非常に拙速過ぎるのではないかとということもございました。ただ、選挙の公約として訴えた、とにかく給料を55万に減額するということについては、選挙後の最初の本会議が招集されるわけでございますから、そこに提案をするというのは、私は当然、市民が求めていることではないかなというふうに思います。

こういう、非常に全体として整合性のない形の議案であるから、取り下げを考えるべきではないかと指摘もございました。その辺については、今の段階で、私は取り下げるつもりはございませんけれども、さまざま、皆さんともいろんな議論をしていただいて、自分としても、自分の中に自覚として、そういう形のものが認識、きちっと位置づけが確認したならば、当然、いろんな方向が、今後と申しますか、今回のこの提案についてもあろうかと思っておりますけれども、現状は、今、こうして皆さんに御審議を願いたいと、この方向でお願いをしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） この問題での市長と私の考え方には、大きな乖離があります。特に今、答弁あった政治情勢によって、市長給料を変えていくということですね。こういう選挙のたんびに引き下げ合戦をして、低いほうが勝っていくと。低にしようか言うたら選挙に勝ると、

こういうやり方が、果たして本当に正しいのか。

やはり、本当に優秀な人材を選ぶためには、ある一定の、その役に合うた報酬というものは必要であると考えerわけです。

私はこういう引き下げ、選挙のたびに公約で引き下げ合戦をすることについては疑問がある。

これは、市長と私の考えの違いでございますので、一般質問じゃないので、これ以上はもう議論しません。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

----- . . . -----

午後 3時51分 再開

○議長（中平富宏君） 引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によりまして、あらかじめこれを延長いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第3号まで」の3議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより「議案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第1号」を採決いたします。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 起立多数であります。

よって「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第2号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第2号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 全員起立であります。

よって「議案第2号」は、原案のとおり可決されました。

「議案第3号」に対しては、野々下昌文君ほか6名から、修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。

6番野々下昌文君。

○6番(野々下昌文君) 6番、野々下昌文でございます。

それでは、議案第3号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について、修正案を提出するに当たりまして、提案理由の説明をいたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、給料月額を任期中に限り55万とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる79万9,000円

とするという内容であります。

沖本市長は、選挙期間中に、本市の市長給料は高過ぎるので、約30%をカットし、月額55万とすると公約をしております。

社会通念上、期末手当、退職金の算出の基礎となる金額は、当然55万の月額給料以外に存在しないはずであります。多くの市民も、そのように受け取っておると考えております。

したがって、給料月額を55万とするのであれば、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額も55万とするべきであります。

よって、議案第3号、宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例中、附則第1項のただし書をすべて削除し、55万を期末手当、退職金の算出の基礎とするよう、修正をしようとするものであります。

同僚議員の御賛同を求め、以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(中平富宏君) これにて、提出者の説明は終わりました。

これより、修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第3号」に対して、野々下昌文君ほか6名から提出された修正案について、採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中平富宏君) 起立多数であります。

よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 8番議員の浅木です。ただいまから討論を行います。

私は、議案第3号の現時点での可決については、反対する立場から討論します。

この議案は、質疑でも議論を重ねてきたように、市長の給料を引き下げるための条例改正議案であります。

提案内容は、現在79万9,000円の市長給料を、現市長の在任中だけ55万円に引き下げようとするものであります。

この議案には、質疑で指摘したように、幾つかの問題があります。

まず、1番に引き下げ幅の問題であります。現市長は、31%、月額24万9,000円もの市長給料引き下げを選挙公約にしていました。その公約を実行するため、条例の改定をせざるを得なくなったのであります。

現在の高知県内の市長の給料を見ても、人口約1万9,600人の安芸市が73万1,000円、人口約2万4,600人の須崎市が73万8,000円であります。

このことから見て、宿毛市の79万9,000円を、ある程度引き下げることは必要かと思われませんが、一挙に55万円まで引き下げるのは、異常な提案と言わざるを得ません。

市長給料の大幅引き下げによって、副市長や教育長の給料のほうが高くなるという矛盾が生じます。このことによって、副市長や教育長の給料引き下げに連動されることが、先ほどの質疑でも明らかになりました。

また、市職員の給料引き下げの世論にも影響を与える心配もあります。

3番目に、この条例改定案は、現市長在任中

のみの給料月額引き下げとなっております。そして、条例改定の発端は、選挙公約という現市長の個人的理由であります。

不祥事等による引責でもないのに、現市長の個人的理由で条例を改定するのは、問題があります。市長給料等を改定する条例は、社会情勢の変化などに基づき改定するものであって、次期条例改定までは、だれが市長になっても同一の適用を受けるべきであります。

この3点以外にも、先ほど修正されましたが、退職金や期末手当計算の基礎月額を、削減前の、減額前の79万9,000円にするなど、この条例案には多くの矛盾や問題点があります。

このため、この条例提案は取り下げ、再検討をするべきではないかと質疑をしたところでございます。

私は、もしこの議案を議決に付するなら、今回は否決するべきであることを皆さんに呼びかけ、討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。

修正部分を除くそのほかの部分については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くそのほかの部分は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会の日程はすべて議了いたしました。

これにて、平成24年第1回宿毛市議会臨時

会を閉会いたします。

午後 4時06分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 中平富宏

議員 宮本有二

議員 濱田陸紀

平成24年第1回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

| 議案番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|-------|---|-------|------|
| 第 1 号 | 副市長の選任につき同意を求めることについて | 1月31日 | 同 意 |
| 第 2 号 | 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について | 1月31日 | 原案可決 |
| 第 3 号 | 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する 条例の一部を改正する条例について | 1月31日 | 修正可決 |